

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分、同年〇月〇日付けでした療養補償給付を支給しない旨の変更決定処分並びに平成〇年〇月〇日付けでした療養補償給付を支給しない旨の処分をいずれも取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C店において、ブランド品の査定・買取業務に従事していた。
- 2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日午後〇時頃から、会社の宣伝用チラシをマンション等に配り歩くポスティング作業を行っていたところ、意識不明となって倒れた（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同日、D病院に救急搬送されて、「脱水症ないし熱中症」と診断され、さらに、「バセドウ病、外耳炎、中耳炎、頻脈症」と診断されたほか、同月〇日、E病院に受診し、「無痛性甲状腺炎」と診断された（バセドウ病、外耳炎、中耳炎、頻脈症及び無痛性甲状腺炎を併せて、以下「本件各疾病」という。）。

- 3 本件は、請求人が本件各疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、脱水症については業務上の事由によるものと認めたものの、本件各疾病については業務上の事由によるものとは認められないとして、本件各疾病に係る療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をし

たことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発症した本件各疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、要旨、5年くらい前にバセドウ病にり患したが、既に完治していることから、本件各疾病は、全て熱中症を契機として生じたものと考えており、労災請求をしたと述べ、本件各疾病は、本件災害によって生じた熱中症が原因であると主張している。

本件災害後に請求人が救急搬送されたD病院の診療録をみると、請求人の症状について、脱水の疑いがあり、脱水症ないし熱中症が疑われたが、体温の上昇や血圧の低下は認められず、補液のみで帰宅となつたとされていることから、本件災害によって生じた請求人の疾病は、熱中症とは認め難く、脱水症と判断するのが相当である。

- (2) そこで、本件各疾病と脱水症との関係に関する医学意見についてみると、以下のとおりである。

ア 本件各疾病のうち、バセドウ病ないし無痛性甲状腺炎については、F医師は、要旨、TRAbが陰性で、ヨードシンチグラフィで摂取率3%と集積がないため、バセドウ病の再発ではなく、無痛性甲状腺炎と診断したとの意見を述べており、鑑別検査の結果に照らすと、バセドウ病は否定され、無痛性甲状腺炎であると判断するのが相当である。

そこで、脱水症と無痛性甲状腺炎との関係をみると、G医師は、「発症前に

熱中症を起こしており、ストレスやヨウ素過剰摂取が発症の要因として否定はできない。」との意見を述べ、また、H医師も、要旨、業務上「脱水症ないし熱中症」を来し、それがストレスとなって無痛性甲状腺炎を発症した可能性は充分考えられ、脱水症や熱中症を生じるような業務を繰り返す高ストレス下では、無痛性甲状腺炎による甲状腺機能亢進症が一過性に起こることも想像されるとの意見を述べているが、これらの意見は、その内容からみて、脱水症や熱中症が無痛性甲状腺炎を引き起こす可能性を示唆したものととどまるものとみるのが相当である。

さらに、I医師は、要旨、脱水症は平成〇年〇月〇日の補液により改善しており、無痛性甲状腺炎に影響したものとは考えられないとの意見を述べていることに照らすと、請求人の無痛性甲状腺炎は、脱水症が有力な原因となって発症したものとは認め難く、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、脱水症と無痛性甲状腺炎との間に相当因果関係があるものと認めることはできない。

イ 外耳炎及び中耳炎については、J医師は、「外耳炎、中耳炎。鼓膜及び外耳道の発赤。脱水などと因果関係なし」との意見を述べて、脱水症との因果関係を否定していることから、脱水症が有力な原因となって発症したものとは認め難く、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、脱水症と外耳炎及び中耳炎との間に相当因果関係があるものと認めることはできない。

ウ 頻脈症について、K医師は、要旨、洞性頻脈は、一般的には生理現象であるが、脱水や興奮などの変化や甲状腺機能異常などのホルモン異常も一因となるとの意見を述べ、また、F医師も、要旨、無痛性甲状腺炎が頻脈の原因の一つである可能性があるが、熱中症が主な原因であるとの意見を述べている。もともと、これらの意見は、その表現及び内容からみて、頻脈症の原因の一つとして、脱水症や熱中症になっている場合があることを指摘しているにすぎないものとみるのが相当である。

これに対して、I医師は、要旨、洞性頻脈の発症は、脱水症が主因とは判断しがたいとの意見を述べ、また、H医師も、要旨、洞性頻脈は、無痛性甲状腺炎の治癒過程で、甲状腺機能亢進症が継続していたため生じた可能性が大であるとの意見を述べていることに照らすと、請求人の頻脈症は、脱水症が有力な原因となって発症したものとは認め難く、決定書理由に説示すると

おり、当審査会としても、脱水症と頻脈症との間に相当因果関係があるものと認めることはできない。

- (3) 以上からすると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、脱水症と本件各疾病との間に相当因果関係を認めることはできず、本件各疾病は、本件災害により生じたものとは判断し得ないものであって、業務上の事由によるものとは認められないから、業務上の疾病として取り扱うことはできず、保険給付の対象とはならないものである。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。